

# 復興庁特定事業主行動計画

平成27年3月27日  
内閣総理大臣決定

## 第1 総論

### 1. 目的

少子化と人口減少が進む中、我が国の継続的な発展のためには、男女を問わず職員一人一人が、希望どおりに働き安心して子育てを行うことができる環境の整備に取り組むことが求められている。そのためには、保護者でもある職員が勤務している職場の理解と協力が重要である。

こうした考えを踏まえ、復興庁では、「次世代育成支援対策推進法」（平成15年法律第120号。以下「法」という。）に基づく、「復興庁特定事業主行動計画」（以下「行動計画」という。）に取り組んできたところである。

この度、平成26年4月23日に法が改正され、計画期間が10年延長されたことを受け、行動計画についても改定を行うものである。

今後は、女性の活躍推進やワークライフバランス推進と働き方改革を軸としている「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」（平成26年10月17日女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定）に基づき策定した、「復興庁における女性職員活躍と職員のワークライフバランスの推進のための取組計画」（平成26年12月25日内閣総理大臣決定。以下「取組計画」という。）に定めた取組内容と一体的に推進していくこととする。

### 2. 計画期間

平成27年4月1日から平成33年3月31日までとする。

### 3. 計画の推進体制

事務次官を委員長とし、全統括官等を委員とする「復興庁女性活躍・ワークライフバランス推進委員会」を通じて、全庁的かつ継続的に取組を実施するものとし、取組状況について毎年度1回フォローアップを行う。

## 第2 具体的な内容

### 1. 職員の勤務環境の整備

法に定める趣旨を踏まえ、育児支援のための各種取組や超過勤務縮減と年次休暇取得促進について、取組計画2及び3に規定する諸施策を実施することとし、行動計画独自の目標について、以下に定める。

【目標1】配偶者の出産や育児参加のための特別休暇の平均取得日数を、計画期間の終期までには、配偶者出産休暇と育児参加のための特別休暇の平均取得日数が5日間以上となるよう努める。

【目標2】育児休業の取得率を段階的に増加させ、計画期間の終期までには、第3次男女共同参画基本計画が定める目標（男性職員の育児休業取得率を13%）を達成できるよう努める。

【目標3】職員の1年間の超過勤務時間数について、人事院の定める超過勤務の上限の目安時間（原則、年360時間）を超えることのないよう縮減に努める。

【目標4】職員1人当たりの年次休暇の取得日数を対前年比で増加させるよう努める。

## 2. その他の次世代育成支援対策に関する環境整備

### (1) 子ども・子育てに関する地域貢献活動

管理職員は、職員が子どもを安心して安全な環境で育てることができるよう、地域の交通安全活動、防犯活動等の地域活動への職員の参加を支援する。

### (2) 学習機会の提供等による家庭の教育力の向上

管理職員は、保護者でもある職員が、子どもとの交流時間の確保や家庭教育に関する学習機会への参加が難しい状況にあることが多いことを理解し、職員の家庭教育への理解と参画の促進を図る。